
在シカゴ日本国総領事館Eメールマガジン

《第 127 号》 6/17/2015

◎目次

1. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ
2. 「国外転出時課税制度」の創設について
3. 日本関連文化事業のお知らせ
4. 休館日のお知らせ

=====

1. 平成 27 年度領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施する予定です。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

6 月 24 日（水） ミズーリ州カンザスシティ市（旅券仮申請受付期限：6 月 10 日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_mo_150624.pdf

9 月 3 日（木） ノースダコタ州ファーゴ市（旅券仮申請受付期限：8 月 20 日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_nd_150903.pdf

9 月 5 日（土） サウスダコタ州スーフォールズ市（旅券仮申請受付期限：8 月 21 日）

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_sd_150905.pdf

また、今後実施予定の領事出張サービスは下記のとおりです。領事出張サービスの具体的な日時・場所につきましては、決定次第、当館ホームページおよび本メール・マガジンでお知らせしますが、最新の情報をお知りになりたい方は、当館ホームページを定期的にチェックしてください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html#con_ex

=====

2. 「国外転出時課税制度」の創設について

=====

日本の国外転出時課税制度が創設され、2015年7月1日以後に日本から国外転出（国内に住
所及び居所を有しないこととなることをいいます。）をする一定の居住者が1億円以上の対象資
産を所有等している場合には、その対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税
されることとなりました。

また、1億円以上の対象資産を所有等している一定の日本の居住者から、国外に居住する非居
住者へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の一部又は全部の移転があった場合にも、贈与、
相続又は遺贈の対象となった対象資産の含み益に日本の所得税及び復興特別所得税が課税され
ることとなりました。

国外転出時課税制度の対象となる方は、日本の所得税及び復興特別所得税の確定申告等の手続
を行う必要があります。また、相続又は遺贈により対象資産を取得した相続人は、相続開始があ
ったことを知った日の翌日から4か月以内に、被相続人に係る日本の所得税及び復興特別所得
税の準確定申告書の提出及び納税をする必要があります。なお、納税管理人の届出をするなど一
定の手続をすることで、納税猶予制度や税額を減額するなどの措置を受けることができます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/denshi-sonota/kokugai/01.htm>

国税庁ホームページにおいては、申告書・届出書等の諸様式もダウンロードできる他、個別の
電話相談が必要な場合の連絡先を調べることもできます。

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/sodan/sodanshitsu/9200.htm>

=====

3. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

(1) Japan Day

日時：2015年7月18日（土）～19日（日）

場所：Arlington Heights International Racecourse

(2200 W Euclid Ave, Arlington Heights, IL 60005)

入場：有料（前売り：大人6ドル、子供（4～17歳）無料（<http://japandaychicago.org/ticket/>）、
当日：大人8ドル、子供3ドル）

これまでのJapan Festivalを更にパワーアップしたJapan Dayが開催されます。J-Tasteで
日本の味を堪能し、J-EntertainmentではJ-Popコンサートやコスプレ大会、阿波踊りで盛り上
がり、J-Traditionで伝統文化や現代日本を体験できる、総合的な日本紹介事業です。会場も新
たにArlington Heights International Racecourse（アーリントンハイツ競馬場）に移し、交
通の便も良くなりましたので、ご家族やお友達と是非お出かけ下さい。当館も鎧・兜ブースを設
け、希望者に鎧・兜の着付けをします！皆様のお越しをお待ちしています。

<http://japandaychicago.org/>

(2) 絵本読み聞かせの会

日時：2015年6月23日(火) 10時半～13時

場所：当館広報文化センターホール

(737 N. Michigan Ave. Suite 1000, Chicago, IL 60611)

どなたでも親子でお気軽にご参加いただける、日本語絵本の読み聞かせの会です。お好きな日本語の絵本を一冊お持ちください。申込不要、無料。詳細は下記のPDFをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/reading_time_june2015.pdf

=====

4. 休館日のお知らせ

=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

7月3日(金) Independence Day

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海外への渡航などで日本のパスポート(旅券)の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話(312-280-0400)に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の官公庁と同数になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。年間を通じた休館日をお知りになりたい方は、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

=====

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様には直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項(住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等)に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名(漢字およびローマ字)と生年月日を明記の上、変更事項を当館

までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

<受信中止・Eメールアドレスの変更>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.html>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

<在シカゴ日本国総領事館>

E-mail: ryoji1@cg.mofa.go.jp

URL: <http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568
